

【令和3年度八潮市国民健康保険税】 ～課税限度額の改正について～

八潮市では、関係法令や県が定めた埼玉県国民健康保険運営方針などを踏まえ、令和3年度から課税限度額を引き上げます。

改正点

- 医療給付費分及び介護納付金分の課税限度額を引き上げます。

令和2年度	令和3年度
医療：61万円	医療：63万円
後期：19万円	後期：19万円
介護：16万円	介護：17万円
計：96万円	計：99万円

※運営方針では、課税限度額について「法令で定められた課税限度額を目指す」としています。

限度額を引き上げるとどのような影響があるのか？

限度額を引き上げると、高所得者により多くの負担を求めることになる反面、中間所得者層に配慮した税率の設定が可能になるという構造にあります。

所得割で、必要とされる一定額を得ようとするとき、税額の上限が高ければ、それで得られる分、税率は少し低くて済み、税額の上限が低ければ、それで得られない分は、税率を少し高くしなければならなくなる、という関係があります。



ハッピーごまちゃん®

お問い合わせ

八潮市役所 国保年金課 保険賦課係（4番窓口）
TEL：048-996-2111
（内線：833・834・835）